

新旧対照表(実施方針)

| no. | 頁 | 章  | 大 | 中   | 小 | その他 | 項 目                     | 行  | 新  | 旧  |
|-----|---|----|---|-----|---|-----|-------------------------|----|--|--|
| 1   | 3 | 第1 | 5 |     |   |     | 事業期間                    | 9  | <p>(設計・建設期間) 事業契約締結日～平成25年4月<br/>                     (開館準備期間) 平成25年2月1日～平成25年4月30日<br/>                     (維持管理期間) 平成25年5月1日～平成40年3月31日<br/>                     引渡し予定日は平成25年4月30日、供用開始予定日は平成25年5月中旬を予定しています。</p> | <p>(設計・建設業務期間) 平成21年9月～平成24年1月<br/>                     (維持管理等業務期間) 平成24年2月～平成39年3月<br/>                     (運営業務期間) 平成24年4月～平成39年3月<br/>                     なお、平成24年2月～3月に開館準備期間として文化振興財団の備品等の搬入・設置、引越し及び施設の運営に係る業務の訓練等を行います。</p> |
| 2   | 5 | 第2 | 2 |     |   |     | 募集及び選定のスケジュール(予定)       |    | (表中の実施時期のすべて変更)  |  |
| 3   | 6 |    | 3 | (1) |   |     | 応募者の構成等                 | 6  | なお、これらの業務にあたる者以外の企業を含むこともできます。   | (新規追加)   |
| 4   | 7 |    |   | (2) | ケ |     | 構成企業及び協力企業の制限           | 22 | 参加表明書の受付日から落札者決定までの期間  | 入札公告から落札者決定までの間  |
| 5   |   |    |   | (3) | ア | (ウ) | 設計及び工事監理企業              | 34 | 入札公告から過去10年以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,400㎡以上かつ客席数700席以上)   | 過去10年以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,600㎡以上かつ客席数800席以上)   |
| 6   | 8 |    |   |     | イ | (I) | 建設企業                    | 9  | 入札公告から過去10年以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,400㎡以上かつ客席数700席以上)   | 過去10年以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,600㎡以上かつ客席数800席以上)   |
| 7   |   |    |   |     | ウ | (ウ) | 維持管理企業                  | 31 | 入札公告から過去10年以内に、延床面積7,400㎡以上の公共施設で  | 過去10年以内に、延床面積7,600㎡以上の公共施設で  |
| 8   | 9 |    |   |     | エ |     | 上記ア、イまたはウに示す業務以外を担当する企業 | 2  | <p>エ 上記ア、イまたはウに示す業務以外を担当する企業<br/>                     (ア) 平成20・21年度に豊橋市が発注する業務に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。<br/>                     (イ) 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務にあたること。</p>                              | (新規追加)   |
| 9   |   |    |   | (4) |   |     | 参加資格の確認及び失格要件           | 11 | 応募者の構成企業または協力企業のいずれかが  | 応募者の構成企業のいずれかが   |
| 10  |   |    |   | (5) |   |     | 構成企業等の変更                | 17 | 応募者の構成企業または協力企業の追加及び変更は  | 応募者の構成企業の追加及び変更は   |

| no. | 頁          | 章           | 大 | 中 | 小 | その他 | 項 目                    | 行 | 新    | 旧   |   |
|-----|------------|-------------|---|---|---|-----|------------------------|---|------|---|---|
| 11  | 14         | 第7          | 2 |   |   |     | 財政上及び金融上の支援            | 9 | (削除) | なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資)の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件の変更は行いません。なお、応募者は当該制度の活用を盛り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成することとします。<br>また、当該融資制度の条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこととします。 |   |
| 12  | 1 1        | 〔別紙1〕リスク分担表 |   |   |   |     | (ア)共通リスク<br>金利変動リスク    |   |      | 金利基準日以降<br>市 選定事業者  | 金利基準日以降<br>市 選定事業者  |
| 13  | 1 2        |             |   |   |   |     | 物価変動リスク                |   |      | 施設供用前の物価変動( 4)<br>市 選定事業者   | 施設供用前の物価変動<br>市 選定事業者   |
| 14  |            |             |   |   |   |     | (ウ)建設リスク<br>建設費用増大リスク  |   |      | 上記以外のもの(物価変動によるものは物価変動リスクによる)   | 上記以外のもの( 1)<br>1 材料費や燃料費の高騰により、やむをえない事情がある場合は、市と選定事業者との協議の上、建設費を見直すことがある。 |
| 15  | 1-2<br>1-3 |             |   |   |   |     | 一般的損害リスク               |   |      | 引渡し前に行う開館準備業務で生じた施設の損傷または事故による第三者への賠償等のうち、市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由によるもの( 1)<br>市 選定事業者<br>1 ここでいうリスク分担は、あくまでも本事業の事業契約における市と選定事業者の二者間のリスク分担の意味で示しているものである。市と指定管理者のリスク分担は、別途、指定管理者の協定等にて定める予定である。  | (新規追加)  |
| 16  | 1 3        |             |   |   |   |     | (エ)維持管理等リスク<br>施設損傷リスク |   |      | 市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由によるもの( 1)  | 市の帰責事由によるもの   |